

京都市「地域における健康づくり事業」実施要綱

（目的）

第1条 職員が積極的に地域に出向し、市民の身近な場所において、より多くの市民に対し、地域ニーズに応じた地域密着型の健康づくりに関する事業を実施し、健康づくりに関する正しい知識の普及、生活習慣行動の改善並びに行動変容を図るための適切な指導及び支援を行うことにより、自らの健康は自分でつくるという認識と自覚を高め、生活習慣病等を予防し、健康の保持増進及び健康寿命の延伸を目的として「地域における健康づくり事業」（以下「事業」という。）を実施するものとする。

（実施主体及び実施責任者）

第2条 事業の実施主体は、各区役所・支所保健福祉センター及び保健福祉局医療衛生推進室とし、実施責任者は、保健福祉センター長（医療衛生推進室担当部長）とする。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、本市内に居住する者とする。

（実施内容）

第4条 事業の種類、内容及び事業所管課は、別表第1のとおりとする。

2 事業は、区域内の健康課題等に基づき保健、医療、福祉、地域等の関係機関との連携により実施するものとする。

（事業計画）

第5条 区役所・支所保健福祉センター及び保健福祉局医療衛生推進室は、前条に基づき、健康づくりにかかわる統計等を活用して把握した健康課題の解決や市民の自発的な健康づくりに繋がるよう事業を検討し、年間計画を作成のうえ、事業所管課の定める期日までに、別に定める様式により、事業所管課に報告することとする。

（実施方法）

第6条 事業の実施方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 区役所・支所保健福祉センター及び保健福祉局医療衛生推進室は、前条に基づく事業の実施に当たり、保健福祉センター内の各所属に加え、地域力推進室と連携し、地域住民を対象とした取組やイベントを活用するなど、より多くの市民に効果的に実施するための方法を検討し、あらかじめ区長・担当区長に諮ったうえで、実施する。
- (2) 事業の周知は、区役所・支所保健福祉センター及び保健福祉局医療衛生推進室において、前項の実施方法に適する手法により行う。なお、これまで事業に参加したことがない地域住民により多く参加いただけるよう留意することとする。
- (3) 事業は、市民に身近な場所での実施を基本とするが、食育セミナーにおいて調理実習を

行う場合や参加者の利便性を考慮する場合など必要があるときは、保健福祉センターの設備等を利用して実施する。

- (4) 外部に講師の派遣を依頼する場合、講師は、事業に関する専門的知識や経験を有する医師、歯科医師、保健師、保育士、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等とする。
- (5) 事業は、講話、実技（実習）・体験・交流、指導、普及啓発等市民の健康づくりに適した方法で行う。
- (6) 事業終了後、アンケート等の手法により、参加者や関係者等から意見等を把握し、継続的に事業の改善等を図ることとする。

（費用徴収）

第7条 事業の実施に当たり、必要があるときは、別に定める実費相当額を徴収することとする。

（報告）

第8条 保健福祉センター長（医療衛生推進室担当部長）は、事業の実施状況を、別に定める様式により、事業実施翌月10日までに、事業所管課の長に報告するものとする。

（情報共有）

第9条 事業所管課は、事業の実施状況をとりまとめ、職制会議等の場において、全市で情報共有を図ることとする。

（補足）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、事業所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（関係要綱の廃止）

2 この要綱の実施に伴い、平成29年3月31日をもって「集団健康教育実施要綱」、「健康づくり出前教室実施要綱」、「食育セミナー実施要綱」は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱中「保健福祉センター」及び「保健福祉センター長」とあるものは、平成29年5月7日までは、「保健センター」及び「保健センター長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から実施する。

別表第1（第4条関係）

事業の種類		実施内容	事業所管課
1	一般健康教育	生活習慣病の予防（身体活動・運動，喫煙，飲酒等）のための日常生活上の心得，健康増進の方法，定期健診の受診，食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
2	歯周疾患等健康教育	歯周病（歯周疾患）やむし歯等の歯科疾患の予防及び治療，口腔機能の低下予防，日常生活における歯口清掃，義歯の機能及びその管理等の正しい理解について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
3	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育	骨粗しょう症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム（運動器症候群）に関する正しい理解について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
4	慢性閉塞性肺疾患（COPD）健康教育	慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関するリスクや正しい知識，COモニターを利用した呼気中一酸化炭素濃度測定，禁煙支援等について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
5	病態別健康教育	肥満，高血圧，心臓病，糖尿病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
6	薬物に係る健康教育	薬の保管，適正な服用方法等に関する一般的な留意事項，薬の作用・副作用の発現に関する一般的な知識について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
7	食育セミナー	食育基本法の理念や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」に基づいた栄養・食生活に関する適切な知識及び実践の普及啓発	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
8	お口からはじめる生活習慣病予防教室	口腔の健康が全身の健康や生活習慣病の発症・進行に及ぼす影響に関する正しい知識，口腔機能測定器等を用いた口腔状態の簡易評価を通じた生活習慣病リスクに関する理解について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
9	思春期健康教育	市内の中学校及び高等学校（総合支援学校を含む）に在籍する生徒が将来希望するライフデザインを実現するための，妊娠・出産・子育て，生命尊重，性に関する医学的・科学的な正しい理解について（次世代はぐくみプロジェクト事業実施要綱）	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課

10	親子の健康づくり講座	妊娠期から育児期における親子の健康づくりに必要な生活、歯科保健、食事（栄養）、遊び・運動、親の健康管理など子育て全般にわたる正しい理解について（親子の健康づくり講座実施要綱）	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課
11	感染症予防	結核，エイズ，性感染症，感染性胃腸炎，インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識，予防について	保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課
12	こころの健康づくり	ライフステージに応じたこころの健康づくり，自殺予防の啓発，うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及について	保健福祉局障害保健福祉推進室，こころの健康増進センター
13	認知症・介護予防	認知症及びフレイル（加齢による心身機能の低下）等に関する正しい知識の普及，予防，早期発見等について	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
14	その他健康づくりに資する取組	—	—